

道の駅あらお（仮称）

官民連携基盤整備推進調査業務委託 及び 基本計画策定支援業務委託仕様書

【業務の目的】

本業務は、荒尾市が南新地土地区画整理事業地内に整備を予定している「道の駅あらお（仮称）」について、過年度までの検討結果を踏まえ、南新地地区内で計画する他の事業との関連や、本市の課題及び市民や利用者のニーズに基づく「道の駅あらお（仮称）」の整備に関する基本計画を策定し、また、南新地地区内における中心拠点としての機能を最大限に発揮するため、官民連携（P P / P F I）の導入・実現可能性を含めた調査や検討を行うことを目的とする。

【業務の対象地】

南新地土地区画整理事業地内（荒尾競馬場跡地）

【業務名称】

対象業務Ⅰ

「道の駅あらお（仮称）官民連携基盤整備推進調査業務」各項目Ⅰの表記

対象業務Ⅱ

「道の駅あらお（仮称）基本計画策定業務」各項目Ⅱの表記

※対象業務Ⅰについては、補助事業の充当を検討中であり、対象業務を明確にするために、それぞれの業務にⅠ及びⅡを表記するもの。

【業務期間】

対象業務Ⅰ 契約締結日から令和3年3月15日まで

対象業務Ⅱ 契約締結日から令和3年9月30日（予定）まで

【業務内容】

- 1 需要調査（市場調査やマーケティングリサーチなど）と施設計画 Ⅰ
需要調査(市場調査やマーケティングリサーチなど)を実施し、道の駅あらお(仮称)に対する需要予測や近隣道の駅の概況等の分析結果などを踏まえた上で、導入する機能や施設の具体的な内容や規模、配置計画、南新地地区内における施設間機能連携等について取りまとめる。なお、調査手法については提案事項とするが、サウンディングによる調査は必須とする。

- (1) 主なターゲットの設定
 - (2) 道の駅あらお（仮称）に求められる機能・施設及び施設規模の検討
 - (3) 道の駅整備範囲における施設配置計画（土地利用計画）の検討
 - (4) 道の駅整備範囲における建築計画の検討
 - ① 平面計画
 - ② 景観・意匠計画
- ※（3）及び（4）については、南新地地区全体で調整される施設配置や建築計画を想定しない。

2 事業手法の検討 I

道路利用状況（有明海沿岸道路の開通時の推計や国道389号の現状など）、市の財政負担、利用可能な国や県の補助・支援制度、法規制状況等の各条件を踏まえ、事業手法の比較検討（各事業手法の特徴や事業スキームなど）を行い、以下の点について取りまとめる。

- (1) 概算事業費、収支計画
- (2) 事業手法比較評価（VFM算出）
- (3) 官民連携事業手法の可能性検討
 - ※（1）、（2）の検討結果を踏まえ、本市に適した事業手法の可能性検討結果を取りまとめる。
- (4) 事業スケジュール
 - ※（3）の結果を踏まえ、令和5年度開業に向けた事業スケジュールを検討、整理する。

3 実現に向けた課題の整理 II

以下の項目における実現に向けた課題を整理し、必要に応じて関係団体等との協議等を実施する。

- (1) コンセプトの実現に向けて
- (2) 導入機能・施設的具体化に向けて
- (3) 官民連携による事業推進体制について
- (4) 管理運営主体の選定に向けて

4 道の駅あらお（仮称）への先進的技術導入の検討 II

荒尾市のスマートシティへの取組を踏まえ、道の駅あらお（仮称）への先進的技術の導入について、様々な可能性を検討すること。

5 道の駅あらお（仮称）基本構想等策定委員会の運営支援 I、II

専門的な知見や知識、ノウハウを含む様々な観点から協議検討を行うために、有識者、関係団体、市民の代表等で構成する『「道の駅あらお（仮称）」基本構想等策定委員会』について、次のとおり会議の運営支援を行うこと。なお、委

員会の開催回数は5回を予定。

- (1) 委員会資料の作成
 - (2) 委員会へ出席や委員に対する技術的な情報提供及びアドバイスなど
 - (3) 議事の取りまとめ・報告書への反映
- 6 関係団体等と協議する際に必要な資料等の作成 **I**、**II**
サウンディングや国土交通省などの関係機関その他関係団体等との協議等に
必要な資料等を作成すること。
- 7 報告書の取りまとめ、基本計画（案）の作成 **I**、**II**
報告書の取りまとめは、必要に応じて中間報告書等も作成すること。
- 8 打合せ協議
本業務の執行に当たっては、着手時、中間時及び完了時の各段階並びに必
要がある場合に打合せ協議を実施し、協議結果に反映させること。

【成果品】

本仕様書に係る業務内容を取りまとめの上、業務成果品として以下のとおり
提出すること。

- (1) 報告書、計画書（紙製本：ファイル形式）：**I**3部、**II**5部
- (2) 報告書概要版、計画書概要版（紙製本：ファイル形式）：
I10部、**II**100部
- (3) 関連するデジタルデータ（PDF ファイル及び加筆修正できる電
子データファイル）：**I**1部、**II**1部（CD-R又はDVD-R）

【その他】

- 1 業務の遂行に当たっては、委託者との十分な打合せ協議を行い、業務を
誠実に遂行することとし、情報交換を必要に応じて行うこと。
- 2 受託者は、本業務を実施する場合において、国等の動向、先進事例その
他必要があると認められる資料を委託者に提出すること。
- 3 委員会等に提出する資料や報告書は、客観的視点で数値的根拠や裏付け
を明確にするなど、市民が理解しやすいものとし、必要に応じて各調査項
目の中間又は速報結果を提出すること。
- 4 業務の遂行上必要な書類については、受託者の責任と負担において収集
すること。
- 5 業務中に生じた諸事故並びに委託者及び第三者に与えた損害に対して
は、委託者の指示に従って、受託者の責任において処理すること。

- 6 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。
- 7 現地調査等を行う際は、事前に委託者と内容、日程等を確認するとともに、委託者の方針を十分理解した上で実施すること。
- 8 本仕様書において定めた事項及び定めのない事項について、疑義が生じた場合や改善の必要があると認められた場合には、委託者と受注者とが協議の上これを定め、本業務を円滑に遂行することとする。
- 9 I及びIIのそれぞれの業務で取りまとめた内容や情報について、本業務との親和性や関連性が高いものは相互に共有すること。